

品に該当しない。

(短期売買商品の気配相場)

2 - 3 - 65 短期売買商品に係る令第 118 条の 7 第 1 号(短期売買商品の時価評価金額)に規定する「最終の気配相場の価格」は、その日における最終の売り気配と買い気配の仲値とする。ただし、当該売り気配又は買い気配のいずれか一方のみが公表されている場合には、当該公表されている最終の売り気配又は買い気配とする。

(新 設)

六 収益及び費用の帰属時期の特例

改 正 後	改 正 前
(賦払の方法) 2 - 4 - 1 <u>法第 63 条第 6 項第 1 号</u>	(賦払の方法) 2 - 4 - 1 <u>法第 63 条第 5 項第 1 号</u>
(延払基準の適用がある資産の譲渡) 2 - 4 - 2 <u>同条第 6 項</u> (1) (2) (3)	(延払基準の適用がある資産の譲渡) 2 - 4 - 2 <u>同条第 5 項</u> (1) (2) (3)
(<u>売買があったものとされたリース取引</u>) 2 - 4 - 2 の 2 <u>賃貸人が受取リース料を賃貸料として収益の額に計上している場合において、法第 64 条の 2 第 1 項(リース取引に係る所得の金額の計算)の規定の適用によりリース資産(同項に規定するリース資産をいう。以下 2 - 4 - 2 の 2 において同じ。)の売買があったものとされたときは、賃貸人はその</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>リース取引（同項に規定するリース取引をいう。以下2 - 4 - 8までにおいて同じ。）に係る収益の額及び費用の額の計算につき、法第63条第1項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）の規定を適用することができる。この場合には、そのリース期間（リース取引に係る契約において定められたリース資産の賃貸借期間をいう。以下2 - 4 - 8までにおいて同じ。）中に収受すべきリース料の額の合計額を令第124条（延払基準の方法）に規定する「長期割賦販売等の対価の額」として取り扱う。</u></p> <p><u>（注）1 そのリース取引が行われた日の属する事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）後の事業年度において、当該リース取引について売買があったものとして処理すべきことが明らかになった場合には、当該明らかになった日の属する事業年度前の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）についての当該リース取引に係る収益の額及び費用の額は、原則として令第124条に規定する延払基準の方法により計算した収益の額及び費用の額とする。</u></p> <p><u>2 再リース料の額は、再リースをすることが明らかな場合を除き、長期割賦販売等の対価の額に含めないで、その収受すべき日の属する事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p><u>3 本文及び（注）1の取扱いは、法第63条第5項に規定する譲渡損益調整資産の販売又は譲渡には適用がないことに留意する。</u></p> <p>（延払損益の計算の基礎となる手数料の範囲）</p> <p>2 - 4 - 3 <u>令第124条第1項第1号</u>.....</p> <p>（注）</p>	<p>（延払損益の計算の基礎となる手数料の範囲）</p> <p>2 - 4 - 3 <u>令第124条第1項</u>.....</p> <p>（注）</p>

(賦払金の支払遅延等により販売した資産を取り戻した場合の処理)

2 - 4 - 8 法人が長期割賦販売等に該当する資産の販売等をした後において、相手方の代金の支払遅延等の理由により契約を解除して賦払期間(リース取引にあっては、リース期間)の中途において当該販売等をした資産を取り戻した場合には、原則としてその資産を取り戻した日の属する事業年度において、まだ支払の行われていない賦払金の額の合計額から当該金額のうちに含まれる延払損益を除外した金額(リース取引にあっては、まだ支払の行われていないリース料の額の合計額から当該金額のうちに含まれる利息に相当する金額を控除した金額)をもって資産に計上するものとするが、法人が当該合計額(リース取引にあっては、まだ支払の行われていないリース料の額の合計額)又はその資産を取り戻した時における処分見込価額をもって資産に計上したときは、その計算を認めるものとする。

(契約の変更があった場合の取扱い)

2 - 4 - 9

(1)

(2)

(注) 法第 63 条第 2 項の規定の適用についても同様とする。

(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)

2 - 4 - 10

法第 63 条第 2 項の規定の適用についても同様とする。

(注)

(長期割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分)

2 - 4 - 11

.....長期割賦販売等(同条第 2 項に規定するリース譲渡を除く。)

(賦払金の支払遅延等により販売した資産を取り戻した場合の処理)

2 - 4 - 8 法人が長期割賦販売等に該当する資産の販売等をした後において、相手方の代金の支払遅延等の理由により契約を解除して賦払期間の中途において当該販売等をした資産を取り戻した場合には、原則としてその資産を取り戻した日の属する事業年度において、まだ支払の行われていない賦払金の額の合計額から当該金額のうちに含まれる延払損益を除外した金額をもって資産に計上するものとするが、法人が当該合計額又はその資産を取り戻した時における処分見込価額をもって資産に計上したときは、その計算を認めるものとする。

(契約の変更があった場合の取扱い)

2 - 4 - 9

(1)

(2)

(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)

2 - 4 - 10

(注)

(長期割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分)

2 - 4 - 11

.....長期割賦販売等.....

改 正 後	改 正 前
.....

七 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	(旧株と新株とがある場合の短期所有株式等の数の計算)
	<u>3 - 1 - 4 同一法人の発行する株式のうち旧株と新株とがある場合の法第 23 条第 3 項(短期所有株式等の配当等の益金算入)の規定により益金の額に算入される配当の元本である旧株と新株との数は、その旧株と新株とを同一銘柄の株式とみなして令第 20 条(益金に算入される配当等の元本たる株式等)の規定により計算した株式の数をその配当の支払に係る基準日において有していた旧株と新株との数の比によりあん分した数とする。</u>
(新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の短期所有株式等の判定)	(新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の短期所有株式等の判定)
<u>3 - 1 - 4</u>	<u>3 - 1 - 5</u>
(短期所有株式等に該当するかどうかの判定)	(短期所有株式等に該当するかどうかの判定)
<u>3 - 1 - 5</u>	<u>3 - 1 - 5 の 2</u>
(信用取引に係る配当落調整額)	(信用取引に係る配当落調整額)
<u>3 - 1 - 7 金融商品取引法第 156 条の 24 第 1 項(免許及び免許の申請)</u>	<u>3 - 1 - 7 証券取引法第 156 条の 24 第 1 項(免許の申請)</u>
.....	

八 負債の利子の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(割賦購入資産等の取得価額に算入しない利息相当額)</p> <p>3 - 2 - 3</p> <p><u>注) 法第 64 条の 2 第 1 項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース資産について、賃借人がリース料の額の合計額のうち利息相当額をその取得価額に含めないこととしている場合の当該利息相当額についても、同様とする。</u></p> <p>(原価に算入した負債の利子)</p> <p>3 - 2 - 4 の 2</p> <p><u>注) 令第 136 条の 2 第 1 項(金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入)に規定する満たない部分の金額については、同項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき金額を「当該事業年度において支払う負債の利子」に含める。</u></p> <p>(連結法人に係る償還差損の計算)</p> <p>3 - 2 - 10 法人の当該事業年度において支払う負債の利子が令第 21 条第 1 項(負債の利子に準ずるもの)に規定する「<u>第 136 条の 2 第 1 項(金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入)に規定する満たない部分の金額</u>」(以下 3 - 2 - 10 において「<u>償還差損</u>」という。)である場合で、当該償還差損に係る金銭債権の一部を法第 23 条第 4 項(負債の利子の控除)に規定する連結法人が有しているときの同項の規定により負債の利子から除かれる償還差損の額は、<u>令第 136 条の 2 第 1 項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額のうち当該連結法人が当該事業年度の期間内において有していた金銭債権の額及びその有していた期間に対応する額として計算した</u></p>	<p>(割賦購入資産等の取得価額に算入しない利息相当額)</p> <p>3 - 2 - 3</p> <p>(原価に算入した負債の利子)</p> <p>3 - 2 - 4 の 2</p> <p><u>注) 社債発行差金については、その償却費を「当該事業年度において支払う負債の利子」に含める。</u></p> <p>(連結法人に係る社債発行差金の計算)</p> <p>3 - 2 - 10 法人の当該事業年度において支払う負債の利子が令第 21 条第 1 項(負債の利子に準ずるもの)に規定する<u>社債発行差金</u>である場合で、当該社債発行差金に係る<u>社債</u>の一部を法第 23 条第 4 項(負債の利子の控除)に規定する連結法人が有しているときの同項の規定により負債の利子から除かれる社債発行差金の額は、<u>当該事業年度の損金の額に算入される社債発行差金の償却費のうち当該連結法人が当該事業年度の期間内において有していた社債の額及びその有していた期間に対応する額として計算した金額によるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
金額によるものとする。	

九 資産の評価益

改 正 後	改 正 前
<p>(上場有価証券等以外の株式の価額)</p> <p>4 - 1 - 5</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>金融商品取引所</u>.....</p> <p>.....<u>金融商品取引所</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>	<p>(上場有価証券等以外の株式の価額)</p> <p>4 - 1 - 5</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>証券取引所</u>.....</p> <p>.....<u>証券取引所</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>
<p>(上場有価証券等以外の株式の価額の特例)</p> <p>4 - 1 - 6</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>金融商品取引所</u>.....</p> <p>(3)</p>	<p>(上場有価証券等以外の株式の価額の特例)</p> <p>4 - 1 - 6</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>証券取引所</u>.....</p> <p>(3)</p>
<p>(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の資本金等の額)</p> <p>4 - 1 - 9</p> <p>.....<u>令第 24 条の 2 第 4 項第 5 号</u>.....</p>	<p>(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の資本金等の額)</p> <p>4 - 1 - 9</p> <p>.....<u>令第 24 条の 2 第 4 項第 4 号</u>.....</p>

十 棚卸資産の取得価額

改 正 後	改 正 前
<p>(購入した棚卸資産の取得価額)</p> <p>5 - 1 - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注) 1</p> <p>..... 5 - 2 - 9</p> <p>2</p>	<p>(購入した棚卸資産の取得価額)</p> <p>5 - 1 - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注) 1</p> <p>..... 5 - 2 - 16</p> <p>2</p>

十一 棚卸資産の評価の方法

改 正 後	改 正 前
<p>(未着品の評価)</p> <p>5 - 2 - 8 の 2 未着品 (購入した棚卸資産で運送の途中にあるものをいう。)</p> <p>.....</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(未着品の評価)</p> <p>5 - 2 - 8 の 2 未着品 (購入した棚卸資産で運送の途中にあるものをいう。以下 5 - 2 - 12 までにおいて同じ。)</p> <p>(購入した棚卸資産の時価)</p> <p>5 - 2 - 11 購入した棚卸資産について低価法を適用する場合における令第 28 条第 1 項第 2 号《低価法》に規定する「当該事業年度終了の時におけるその取得のために通常要する価額」(以下 5 - 2 - 16 までにおいて「期末の時価」という。)は、当該事業年度終了の時においてその棚卸資産の所在する場所でこれと種類等を同じくする棚卸資産について通常の取引方法により通常取引される数量を購入する場合の購入の代価にその付随費用を加算した金額による。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(時 価)</p> <p>5 - 2 - 11 棚卸資産について低価法を適用する場合における令第 28 条第 1 項第 2 号(低価法)に規定する「当該事業年度終了の時ににおける価額」は、当該事業年度終了の時ににおいてその棚卸資産を売却するものとした場合に通常付される価額(以下 5 - 2 - 11 において「棚卸資産の期末時価」という。)による。</p> <p>(注) 棚卸資産の期末時価の算定に当たっては、通常、商品又は製品として売却するものとした場合の売却可能価額から見積追加製造原価(未完成品に限る。)及び見積販売直接経費を控除した正味売却価額によることに留意する。</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(未着品の時価)</p> <p>5 - 2 - 12 法人が未着品について低価法を適用する場合において、その未着品につきその取得のために通常要する引取運賃、荷役費その他の付随費用のうち当該事業年度終了の時までに支出がされていないためその取得価額に算入されていないものがあるときは、当該未着品の期末の時価は、その算入されていない費用に相当する費用の額を含めないところで計算した金額による。</p> <p>(製造等に係る棚卸資産の時価)</p> <p>5 - 2 - 13 自己の製造等に係る棚卸資産について低価法を適用する場合における期末の時価は、当該事業年度終了の時ににおいてその棚卸資産が製造等されたものと仮定した場合の製造原価の額にこれを消費し又は販売の用に供するために直接要する費用の額を加算した金額による。ただし、事業の規模が小であるため本文によることが困難である場合において、法人が継続して各事業年度終了の時ににおいて通常取引される棚卸資産の販売価額から通常の一般管理費、販売費及び利益の額(通常の利益の額を計算することが困難であるときは、その販売価額の 5 %相当額とする。)の見積額の合計額に相当する金額を控除した</p>

金額をその棚卸資産の期末の時価としているときは、これを認める。

(廃 止) (製品について控除法により評価する場合の半製品又は仕掛品の時価)

5 - 2 - 14 法人が製品について 5 - 2 - 13 のただし書により期末の時価を計算している場合には、当該製品に係る半製品又は仕掛品の期末の時価は、当該製品の期末の時価を基礎としてその進行又は完成の程度に応じて計算した金額による。

(廃 止) (建値と市中相場とがある棚卸資産の時価)

5 - 2 - 15 建値と市中相場とがある棚卸資産について低価法を適用する場合の期末の時価は、建値により取得したものについてはその建値、市中相場により取得したものについてはその市中相場に、それぞれの付随費用を加算した金額による。

(注) 各事業年度終了の時ににおける棚卸資産がいずれの相場により取得されたものであるか明らかでない場合には、それぞれの期中取得数量の比その他適正な方法により区分する。

(廃 止) (輸入原材料等の時価)

5 - 2 - 16 輸入原材料等について低価法を適用する場合の期末の時価は、その輸入原材料等と種類等を同じくする原材料等を当該事業年度終了の時に国内において輸入により取得するために通常要する価額による。

(廃 止) 第 3 款 削 除

(廃 止) 5 - 2 - 17 削 除

改 正 後	改 正 前
第3款 評価の方法の選定及び変更	第4款 評価の方法の選定及び変更
(評価方法の選定単位の細分)	(評価方法の選定単位の細分)
5 - 2 - 12	5 - 2 - 18
(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)	(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)
5 - 2 - 13	5 - 2 - 19

十二 固定資産の取得価額等

改 正 後	改 正 前
7 - 3 - 14 <u>削 除</u>	(工業所有権の取得価額) 7 - 3 - 14 <u>法人が自己の行った試験研究に基づいて工業所有権を取得した場合には、その取得の時ににおいて繰延資産として計上されている試験研究費の額は、当該工業所有権の取得価額に算入する。</u> (注) <u>自己の行った試験研究に基づく工業所有権の出願料、特許料その他登録のために要する費用の額は、取得価額に算入しないことができる。</u>

十三 償却限度額等

改 正 後	改 正 前
(定額法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算)	(定額法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算)
7 - 4 - 3	7 - 4 - 3
.....その変更した事業年度開始の日における帳簿価額、 <u>当該減価償</u>その変更した事業年度開始の日における帳簿価額 <u>又は当該減価</u>

却資産に係る改定取得価額又は当該減価償却資産に係る取得価額を基礎とし、

.....

(注)

(旧定率法を旧定額法に変更した後に資本的支出をした場合等)

7 - 4 - 4 の 2 償却方法について、旧定率法を旧定額法に変更した後の償却限度額の計算の基礎となる耐用年数につき7 - 4 - 4 の(2)の口によっている減価償却資産について資本的支出をした場合(令第55条第2項(資本的支出の取得価額の特例)の規定の適用を受ける場合に限る。)には、.....

(1)

(2)

償却資産に係る改定取得価額を基礎とし、.....

(注)

(定率法を定額法に変更した後に資本的支出をした場合等)

7 - 4 - 4 の 2 償却方法について、旧定率法を旧定額法に変更した後又は定率法を定額法に変更した後の償却限度額の計算の基礎となる耐用年数につき7 - 4 - 4 の(2)の口によっている減価償却資産について資本的支出をした場合には、.....

(1)

(2)

十四 特殊な資産についての償却計算

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第5款 国外リース資産の償却
(廃 止)	<u>(再リース期間)</u> 7 - 6 - 14 令第48条第1項第6号(リース期間定額法)に規定する「賃貸借の期間」には、リース取引(同号に規定するリース取引をいう。以下7 - 6 - 16までにおいて同じ。)のうち再リースすることが明らかなものにおける当該再リースに係る賃貸借期間を含むものとする。
(廃 止)	<u>(見積残存価額)</u> 7 - 6 - 15 法人が、令第48条第6項第2号(見積残存価額の意義)に規定する見積残存価額について、リース料の算定に当たって国外リース資産(同条第1

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>項第6号(リース期間定額法)に規定する国外リース資産をいう。以下7-6-16までにおいて同じ。)の取得価額及びその取引に係る付随費用(国外リース資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。)の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額としている場合は、これを認める。</u></p> <p><u>(転貸リース)</u></p> <p><u>7-6-16 賃貸人がリース資産(リース取引の目的とされている減価償却資産をいう。以下7-6-16において同じ。)を居住者又は内国法人に対して賃貸した後、更に当該居住者又は内国法人が非居住者又は外国法人(以下7-6-16において「非居住者等」という。)に対して当該リース資産を賃貸した場合(非居住者等の専ら国内において行う事業の用に供されている場合を除く。)において、当該リース資産の使用状況及び当該賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に賃貸人から非居住者等に対して直接賃貸したと認められるときは、当該賃貸人の所有する当該リース資産は国外リース資産に該当することに留意する。</u></p>